

訪問介護ステーション坂の上 重要事項説明書

令和 6年 8月 15日 現在

当事業所は、ご利用者に対して指定居宅介護・重度訪問介護（以下『サービス』という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 医療法人社団 心
- (2) 法人所在地 〒433-8113 静岡県浜松市中央区小豆餅4丁目4番20号
- (3) 電話番号 (053) 416-1640
- (4) 代表者職氏名 理事長 小野宏志
- (5) 設立年月日 平成18年12月12日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護事業所・指定重度訪問介護事業所
- (2) 事業所の名称 訪問介護ステーション坂の上
- (3) 事業所の所在地 〒433-8123 静岡県浜松市中央区幸四丁目36番1号
- (4) 事業所の電話番号 (053) 401-2111
- (5) 管理者氏名 伊藤 真代

3. 事業の目的と運営の方針

当事業所は、契約者がその居宅において、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づくサービスを提供する。

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護サービス及び指定重度訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	職員数	勤務形態	職務の内容
管理者	1人	常勤 兼務 1人	
サービス提供責任者	1人以上	常勤 1人以上	事業所に対するサービスの利用の申し込みに係る調整、居宅介護従事者等に対する技術指導、居宅介護計画等の作成を行う。
居宅介護等従事者	2.5人以上	常勤 2.5人以上	サービスの提供に当たる。

5. 営業日及びサービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日
受付時間	8時30分から17時30分まで
営業時間	7時30分から18時30分

6. サービスを提供する通常の実施地域

天竜区を除く浜松全区域

7. 当事業所が提供するサービスの内容及び利用料金

(1) 提供するサービスの内容について

項目	内容・方法等	
居宅介護計画の立案	利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、担当者会議を開いて居宅介護計画の立案を行い、利用者及びその家族の同意に基づいて作成します。	
身 体 介 護	食事の介助	食事の介助を行います。
	入浴の介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄の介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮を持って行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な更衣としての身体整容を行います。
	体位交換	床ずれ予防のための、体位交換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車椅子への移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導・起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。 ○入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。）を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守ります。） ○車椅子での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
家 事 援 助	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや、調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
--------	---

(2) 利用料金

サービスの利用料金については、別紙を参照してください。

8. サービスの中止、変更、追加について

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加する事ができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料（2000円税別）をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、居宅介護従事者等の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供にあたり、担当の居宅介護従事者等を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の居宅介護従事者等が交代してサービスを提供します。

(2) 居宅介護従事者等の交替

①ご利用者からの交替の申し出

選任された居宅介護従事者等の交替を希望する場合には、当該居宅介護従事者等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して居宅介護従事者等の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の居宅介護従事者等の指名はできません。

②事業所からの居宅介護従事者等の交替

事業所の都合により、居宅介護従事者等を交替することがあります。

居宅介護従事者等を交替する場合は、ご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①ご利用者は「7. 事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはありません。

②サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。ただし、事業所はサービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③サービスの実施に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。）は無償で使用させていただきます。居宅介護従事者等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 居宅介護従事者等の禁止行為

居宅介護従事者等は、サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

①医療行為

②ご利用者もしくはその家族等から金銭又は高価な物品の授受

③ご利用者の家族等に対するサービスの提供

④飲酒及び利用者もしくはその同意なしに行う喫煙

⑤ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他ご利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

10. サービスに対する苦情

当事業所の提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、従業者に関すること、利用料金に関することなどお気軽にご相談ください。

担 当 山本 誠

電話番号 (053) 401-2111

ご利用時間 8時30分から17時30分

この他、市町村や福祉サービス運営適正化委員会事務局窓口に苦情を申し立てることができます。

浜松市役所障害福祉課	(053) 457-2863
静岡県社会福祉協議会内 福祉サービス運営適正化委員会事務局	(054) -653-0840

令和 年 月 日

(事業者)

サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県浜松市中央区幸四丁目36番1号

名 称 訪問介護ステーション坂の上

説明者

(利用者)

この説明書に基づき、サービスに関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名 ㊞

(代理人)

住 所

氏 名 ㊞

サービス利用料金表

(1) 基本報酬

居宅訪問介護				
サービス類型	時間数	単位数	利用料 (円)	利用者負担額 (円)
身体介護	30 分未満	256	2606	261
	30 分～1 時間未満	404	4112	411
	1 時間～1 時間 30 分未満	587	5975	598
	1 時間 30 分～2 時間未満	669	6810	681
家事援助	30 分未満	106	1079	108
	30 分～45 分未満	153	1557	156
	45 分～1 時間未満	197	2005	201
重度訪問介護				
サービス類型	時間数	単位数	利用料 (円)	利用者負担額 (円)
	1 時間未満	202	2056	206
	1 時間～1 時間 30 分未満	301	3064	306
	1 時間 30 分～2 時間未満	401	4082	408

※ 浜松市は 7 級地のため、単位数に 10.18 を乗じた額となります。

※ 上記の利用者負担は目安の金額であり、円未満の端数処理等により誤差が生じることがあります。

(2) 加算

要件を満たす場合に上記基本報酬に料金が加算されます。

項目	内容・算定対象	単位数
初回加算	新規の利用者にサービス提供した場合	200
二人の介護員による場合	同時に 2 人の訪問介護員等が 1 人の利用者に対し、利用者・家族の同意を得てサービスを行った場合。	所定単位数に 200/100 を乗じた 単位数
早朝加算	午前 6 時～午前 8 時の時間帯にサービスを行う場合	所定単位数の 25%を加算
夜間加算	午後 6 時～午後 10 時の時間帯にサービスを行う場合	
深夜加算	午後 10 時～午前 6 時の時間帯にサービスを行う場合	所定単位数の 50%を加算
利用者上限額 管理加算	上限管理を行った場合	150

※浜松市は 7 級地のため、単位数に 10.18 を乗じた額の 1 割が利用者負担額となります。

(3) その他の費用について

交通費	
項目	料金
サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無料 (通常の事業の実施地域は、天竜区を除く浜松市区域とする)
上記以外にお住まいの方	交通費 地域を超えてから片道概ね 10 k m未満 500 円 地域を超えてから片道概ね 10 k m以上 1000 円